

農地法第4・5条の届出書(市街化区域内農地の農地転用)

添付書類一覧

提出部数 各1部

成田市農業委員会事務局

書類の種類	備考
1. 転用届出地に関する書類	
・土地の登記事項証明書(全部事項証明書)	法務局
・公図の写し	法務局
・位置図	
2. 譲受人(権利者)に関する書類	
・住民票(市外居住者の場合)	住所地の市町村役場
・法人の登記事項証明書(法人申請の場合)	法務局
3. 譲渡人(義務者)に関する書類	
・住民票(市外居住者の場合)	住所地の市町村役場
・法人の登記事項証明書(法人申請の場合)	法務局
4. 一時的に農地を転用する場合に必要な書類	
・工事行程表	
・土地利用計画図	
・農地復元誓約書	
5. その他	
・委任状(代理人が届出を提出する場合) ※譲受人または譲渡人のどちらかでも来庁できない場合は作成してください。	押印が必要です
・地積測量図(一筆の一部を転用する場合)	

◆注意事項

- 1 添付する各種証明書は、発行から3ヶ月以内のものを添付して下さい。
- 2 現住所と登記事項証明書の住所等が異なる場合は、変更の経過のわかる戸籍の附票等を添付して下さい。
- 3 法人が届出人となる場合は、名称及び代表者の氏名を記入して下さい。
- 4 届出の受理通知は、届出の提出から数日を要します。
- 5 現況が非農地の場合は、別途書類が必要になることがございますので、ご相談ください。